

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款（新旧対照表）
（下線部改正）

2022 年 4 月 1 日

改正後（2022 年 3 月 31 日改正）	改正前（2021 年 3 月 18 日改正）
未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款 第 1 条～第 30 条 （現行どおり） 附則 この約款は、<u>2022 年 4 月 1 日</u>より適用させていただきます。 成年年齢に係る令和元年度税制改正に伴い、<u>2022 年 4 月 1 日</u>より、本文中の「19 歳」を「17 歳」に読み替えます。また、<u>2023 年 1 月 1 日</u>より、本文中の「20 歳」を「18 歳」に読み替えます。2023 年 1 月 1 日時点で 19 歳、20 歳である者は同日に 18 歳を迎えたものとみな<u>し</u>ます。 以 上	未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款 第 1 条～第 30 条 （省略） 附則 この約款は、<u>2021 年 4 月 1 日</u>より適用させていただきます。 成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、<u>2023 年 1 月 1 日</u>より、本文中の「20 歳」を「18 歳」に、「19 歳」を「17 歳」に読み替えます。<u>その場合</u>、2023 年 1 月 1 日時点で 19 歳、20 歳である者は同日に 18 歳を迎えたものとみなされます。 以 上

以 上